

## 都留キャンパス職員用 PC 及び関連機器賃貸借に係る一般競争入札公告

山梨県立産業技術短期大学校が発注する都留キャンパス職員用 PC 及び関連機器賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 1 月 27 日

山梨県立産業技術短期大学校 事務局長 中澤 一郎

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃借物品等の名称及び数量 都留キャンパス職員用 PC 及び関連機器 一式
- (2) 賃借物品等の仕様 入札説明書で定める内容であること
- (3) 賃借期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで（60 か月）
- (4) 納入期限（搬入期限） 令和 7 年 3 月 25 日（火）
- (5) 納入場所 山梨県甲州市塩山上於曾 1308 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス  
※搬入場所は、都留キャンパスではなく塩山キャンパスとしているため注意すること。

### 2 事務を担当する所属 山梨県立産業技術短期大学校

### 3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き 2 年以上営業を営んでいない者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示第 67 号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

- (4) この公告に示した賃借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

### 4 一般競争入札の参加資格の審査

- (1) 申請の時期及び受付時間

この公告の日から令和7年2月5日（水）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

- (2) 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

山梨県都留市上谷五丁目7-35

山梨県立産業技術短期大学校 都留キャンパス 1階 事務室

メールアドレス：tsuru@comm.yitjc.ac.jp

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所 4の(2)に掲げる場所

- (2) 入札説明会 実施しない。

- (3) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年2月5日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の(2)に掲げる場所において交付、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、電子メールにて、4の(2)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。送信後は、必ず電話連絡（0554-43-8911）をすること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月20日（木）午前11時

イ 場所 山梨県都留市上谷五丁目7-35

山梨県立産業技術短期大学校 都留キャンパス 1階 会議室

ウ入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責を負わないも

のとする。

(3) 入札保証金

規則第108条の2第2号により免除する。

ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 違約金の有無 有

(7) 最低制限価格の有無 無

(8) 前払金の有無 無

(9) 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、当該入札による契約を変更、又は解除することがある。

(10) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 問い合わせ先 山梨県立産業技術短期大学校 都留キャンパス  
総務・民間研修課

(電話番号0554(43)8911)